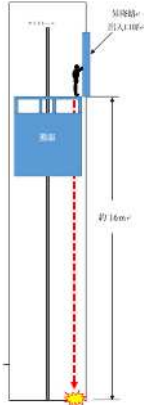



令和3年11月30日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和3年11月
事業の種類	機械器具設置工事業
災害の概要 (注1)	<p>荷物用エレベーターの改修工事において、搬器上部フレームに乗って建物3階昇降路の出入口扉の調整作業していたところ、搬器脇の開口部から約1.6m墜落し、死亡した。</p> 
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>高さ2m以上の作業床の端・開口部には高さ85cm以上の手すり(中さん付)を設けること。</p> <p>上記措置ができない場合は、墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設け、作業者に墜落制止用器具を使用させること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！ (H31.1 作成パンフレット) <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf</p>  <p>平成30年に公布された政省令改正により、<u>改正前の安全帯の使用が認められるのは、令和4年1月1日までです。</u></p>

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものである。